

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
対空無線機空中線等の撤去及び据付 役務	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和7年6月24日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面管制気象隊第1 派遣隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊目達原駐屯地において実施する対空無線機空中線等の撤去及び据付役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001によるほか、次による。

a) 調達担当官等

役務に係わる契約を締結する者をいう。

b) 官側

契約担当官、監督官及び検査官をいう。

c) 契約の相手方

役務を請け負う者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、次による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、陸上自衛隊目達原駐屯地内とする。

2.2 役務実施日

細部日程については、官側との調整による。

2.3 役務完了日

令和7年8月31日までとする。

2.4 撤去機材

撤去機材は、表1による。

表1－撤去機材

品名	単位	数量
空中線 GAT-32	セット	2
送信ケーブル (RG-8A/U)	メートル	40
受信ケーブル (RG-8A/U)	メートル	30

2.5 据付機材

据付機材は、表2による。

表2－据付機材

品名	単位	数量
空中線 GAT-48	セット	2

2.6 材料

材料は、表3によるもの又は同等品以上のものとする。

表3－材料

品名	単位	数量
高周波同軸ケーブル（RG-8A/U）	メートル	70
同軸接栓（NP-8U）	個	4

2.7 役務の内容

- a) 対空送信所及び管制塔に据付している撤去機材を再利用可能な状態で撤去し、保管場所へ運搬。
- b) 据付機材を対空送信所及び管制塔に据付。
- c) 据付機材を据付後、給電線損失（ケーブルロス）を測定し測定結果を提出。

2.8 撤去・保管場所等

撤去・保管場所等は、表4による。

表4－撤去・保管場所等

図面番号	図面名称
1	目達原駐屯地配置図
2	対空送信所平面図
3	対空送信所側面図
4	管制塔3階及び5階平面図
5	管制塔屋上平面図及び管制塔側面図

2.9 運搬

撤去機材及び据付機材の運搬は十分注意を払うものとし、一切の責任は契約の相手方が負うものとする。

3 作業記録等

契約の相手方は、作業記録表により所要事項を記入し、監督官の確認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表5による。

表5－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	役務実施計画	1部	西部方面管制気象隊 第1派遣隊	契約締結後
2	役務作業関係者名簿	1部		契約締結後
3	作業記録表 (役務完了調書)	1部		作業終了後
4	材料搬入報告書	1部		材料搬入時
5	給電線損失測定結果	1部		作業終了後
6	施工写真	1部		作業終了後
7	故障状況報告書	1部		必要の都度

4.2 施工写真

施工写真は、施工前、施工中及び施工後に見え隠れする部分及び監督官の指示に基づき撮影し、アルバムに整理されたものを提出する。

4.3 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 目達原駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 目達原駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、撮影禁止箇所、作業用通路など）は当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

4.4 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起をするものとする。

4.5 その他

その他は次による。

- a) 作業は平日に限る。作業時間は0815～1700（1200～1300を除く。）とする。ただし、監督官が別途指示した場合はそれに従う。
- b) 役務履行に必要な電気及び水道を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て使用するものとする。
- c) 役務に必要な機材、消耗品及び工具等は契約の相手方が準備する。
- d) 役務履行で発生した梱包材等は全て、契約の相手方が処分するものとする。
- e) 車両の駐車場は、官側が提供するものとする。
- f) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- g) その他必要な事項は、官側と相互調整により実施するものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関する疑義が生じた場合、官側と協議し、その指示に従うものとする。